

◇ 誤請求事例 ◇

初診料

初診料を健保点数で算定しています

指定病院 等の番号	病院等 の名称
--------------	------------

帳票種別 3 4 7 0 3	修正項目番号	①新継再別 1 初診 3 転医始診 5 継続 7 再発	②転帰事由 1 治癒 3 継続 5 転医 7 中止 9 死亡	③支払額
④府県所管管轄 労働保険番号	基幹番号	枝番号	⑤増減コード及び増減額	
⑥生年月日	⑦傷病年月日	⑧増減理由	⑨決定年月日	
⑩療養期間	⑪診療実日数	⑫処理区分		
⑬合計額	修正欄			

診療費

労働者の氏名	(57 歳)	傷病の部位及び傷病名	頭部打撲・脳震盪症	
事業の名称		傷病の経過		
事業場の所在地	都府道 郡区市		上記疾患にて、〇〇〇実施。	
診療内容	点数(点)	診療内容	金額	摘要
⑪初診 時間外・休日・深夜	270	⑪初診	円	救急医療管理加算
⑫再診 外来管理加算	×	⑫再診 回	円	1,200円
⑫再診 時間外	×	⑬指導 回	円	療養の給付請求書取扱料
⑫再診 休日	×	⑭その他	円	2,000円
⑫再診 深夜	×		3,200	
⑬指導		小計	⑮円	
⑭往診	回		3,200	
⑭夜間	回			

請求

内容

書

(入院外用)

1. 請求内容と正しい算定

◎ 初診料を誤って算定しています。健保点数270点で算定しています。

◎ 労災では3,640円での算定です。

2. 労災特掲料金

◎ 初診料 医科・歯科とも 3,640円

初診料については、健保点数表と異なり点数ではなく上記金額にて算定します。

(イ) 健保点数表(医科に限る。)の第1章第1部「初・再診料」第1節「初診料」A000初診料の注2の前段部分にかかわらず、健康保険等他保険及び自費(医療保険給付対象外)(以下「他保険等」という。)により傷病の診療を継続している期間中に、当該診療を継続している医療機関において、業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病により初診を行った場合、または、健康診断に引き続いて、当該健康診断を受けた医療機関において、業務上の事由又は通勤による疾病により、初診を行った場合は、初診料を算定できます。

(ロ) 健保点数表(医科に限る。)の初診料の注2のただし書きに該当する場合(上記イに規定する場合を除きます。)については、1,820円を算定できます。

その他の初診料の算定に係る取扱いは、健保準拠です。

- ②0 投薬
- ③0 注射
- ④0 処置
- ⑤0 手術
- ⑥0 検査
- ⑦0 画像
- ⑧0 その他
- 小